

公示

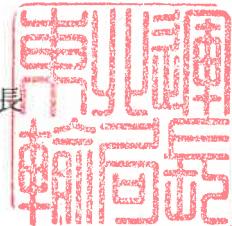
公示第130号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、速度抑制装置の備付けのない自動車を下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和4年4月1日

東北運輸局長

記



1. 認定番号及び認定日

東自技第820号 令和4年4月1日

2. 対象となる自動車

次のいずれかに該当する自動車であって、使用の本拠の位置が東北運輸局の管轄内であるもの

- (1) 平成15年8月31日以前に製作された最高速度が100キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車をいう。以下同じ。）であって、高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条に規定する高速自動車国道又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2に規定する自動車専用道路により構成される連続する路線であって、その一部区間又は全区間の最高速度の指定が80キロメートル毎時以上であるものをいう。以下同じ。）を運行しないもの
- (2) 平成15年8月31日以前に製作された大型貨物自動車であって、離島（高速自動車国道等を有する島および架橋等により高速自動車国道等との道路交通が確保されている島を除く。）を使用の本拠の位置を有するもの

3. 基準緩和を認定する条項

保安基準第8条第4項（速度抑制装置）

[057]

4. 条件及び制限

(1) 上記2.(1)の自動車

- ① 高速自動車国道等を運行しないこと。 [077]
② 自動車の前面、後面及び運転者席には、高速自動車国道等を運行しない旨を表示すること。
③ 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。 [092]

(2) 上記2.(2)の自動車

- ① 使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行（整備等のための運行を除く。）しないこと。 [079]
② 自動車の前面、後面及び運転者席には、使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。 [080]
③ 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。 [092]

5. その他

- (1) 自動車検査証等の備考欄に速度抑制装置の基準緩和に係る記載がなされていない自動車の自動車検査証に本公示に係る備考欄記載を行う申請の際には、申請者は、最高速度証明書（自動車製作者等が発行したものに限る。）又は最高速度計算書を添付すること。
- (2) この公示に係る自動車検査証の記入の申請があった際は、基準緩和の内容に加え、「一括（公示）緩和」[097]を自動車検査証備考欄に記載するものとする。

附則

この公示は、令和4年4月1日より適用する。

なお、現に基準緩和の認定を受けている自動車にあっては、この公示にかかわらず、当該基準緩和の認定が失効するまでは、なお従前の例によることができる。